介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業
重要事項説明書

令和５年４月１日 改訂

１．事業所の概要

事業所の名称	鶴崎地域包括支援センター
所在地	大分市北鶴崎２丁目７番７号
管理者の氏名	井澤　祐子
電話番号	０９７−５９４−１５０１
ＦＡＸ番号	０９７−５９４−１５０２
事業所指定番号	４４００１００２８７
サービスを提供する地域	鶴崎圏域

２．事業所の職員体制及び業務内容

職種	員数
管理者	１名（兼務）
主任介護支援専門員	１名以上
保健師等	１名以上
社会福祉士	１名以上（内１名兼務）

３．営業日及び営業時間

営業日	平日（月～金）
営業時間	午前８時３０分～午後５時３０分
営業をしない日	土・日・国民の祝日・１２月３０日～１月３日

上記時間以外、及び土曜、日曜、祝祭日の対応は０９７−５９４−１５０１へご連絡ください。職員携帯に転送されます。

４．事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者が尊厳を保持し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減もしくは悪化を防止するために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント（以下「サービス計画」という。）を作成するとともに、サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜の提供を行います。
運 営 方 針	(1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように支援します。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護サービス及び保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。 (3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 (4) 市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

５．利用者の申込みからサービス提供までの流れ

利用申し込みの受付・契約

⇩

認定申請または介護予防・生活支援サービス事業対象者手続の実施

⇩

サービス計画案の作成

⇩

サービス提供事業者との連絡調整

⇩

サービス計画原案の説明・同意・交付

⇩

サービス提供の開始

⇩

モニタリング（利用者及び事業者との連絡調整）

⇩

評価

⇩

終了	介護認定または介護予防・生活支援サービス事業対象者手続きの更新

※サービス計画の作成にあたっては、利用者から担当職員に対して、複数のサービス提供事業者等の紹介を求めることや、サービス計画原案に位置付けたサービス提供事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

６．要支援認定の申請等に係る援助

利用者の意向に基づき、要支援認定等に係る申請に対して必要な支援を行います。

７．利用料金および利用者負担

サービス計画等の作成（ケアマネジメント業務）については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納があった場合は、厚生労働大臣が定める基準による金額を自己負担していただく場合があります。

８．緊急時、事故発生時の対応

利用者の身体状況が急変、あるいは事故が発生した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族、必要時には市町村などへの連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

９．秘密の保持（個人情報保護）

（１）事業所は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後も有効です。また、事業所職員が職員でなくなった後においても、同様です。

（２）事業所は、利用者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族に関する個人情報を使用しません。

１０．人権擁護、高齢者虐待防止について

（１）高齢者虐待を防止するため、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識、技術の習得に努めます。

（２）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者や家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

（３）人権擁護・高齢者虐待防止に関する責任者

鶴崎地域包括支援センター　管理者　井澤　祐子

１１．相談、サービス内容に関する苦情、虐待等対応窓口

サービスに関する相談や苦情等は下記の窓口にて対応いたします。

鶴崎地域包括支援センター	（電　話）０９７−５９４−１５０１ （ＦＡＸ）０９７−５９４−１５０２ （苦情受付担当者）管理者　井澤　祐子

なお、下記の公的機関においても苦情申出等ができます。

大分市役所　長寿福祉課	所在地　大分市荷揚町２番３１号 電　話　０９７−５３４−６１１１
大分県国民健康保険団体連合会	所在地　大分市大手町 2 丁目 3-12-5 階 電　話　０９７−５３４−８４０７
大分県社会福祉協議会	所在地　大分市大津町２−１−４１ 電　話　０９７−５５８−０３００